

鳥取県高体連主催大会における複数校合同チーム編成規定（バレーボール専門部）

趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

- 1 同地区内に限る。公立・私立高を問わない。
- 2 複数チームによる合同。
- 3 合同チームを組む各チームの部員がそれぞれ6名未満であること。怪我等による一時的なものは認めない。
- 4 3と連動し、JVA-MRS（日本バレーボール協会個人登録）が6名未満であること。全日本選手権県予選に、新チームで出場するが6名未満の場合は、3年生の登録は抹消しておくこと。
- 5 各校の校長に了解を得ておくこと。
- 6 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。
- 7 地区専門委員長に、申込時に連絡すること。
（各地区専門委員長は県専門委員長に連絡すること）
- 8 各高校の校長に高体連様式「複数合同チーム編成申請書」を提出すること。
- 9 合同チームの編成期間は、各大会の予選会から大会終了までとする。編成については予選会から本大会までの期間で変更することはできない。
- 10 ユニフォームは統一する。ただし、試合ごとで変わってもかまわない。
- 11 合同チームが解散した場合、合同チームで得たポイントは消去する。また、シード権を獲得していた場合はシード権が破棄され、各地区のシード権を持っていない最上位チームに抽選で与えられる。
- 12 中国選手権大会、全国高等学校総合体育大会及び中国高等学校新人バレーボール大会において県代表になれる。全国高等学校バレーボール選手権大会は例外とする。
- 13 チーム名は原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

制定施行日 平成24年4月16日

一部改正 令和5年4月6日